



令和4年10月26日

松山河川国道事務所 河川管理課

重信川の木を有効活用しませんか？

松山河川国道事務所では、重信川・石手川で自生している樹木を伐採・持ち帰っていただける方を募集します。応募していただいた方には、指定された地区から区画及び作業期間を選んでいただき、樹木を無料で持ち帰ることができます。個人、民間企業、団体等どなたでも応募可能です。

河川内に樹木が自生していると、洪水時の流れの支障となるほか、視野も遮られ、ゴミ不法投棄の温床となるなど、河川を管理していく上で支障となります。

それらの、樹木を薪などとして有効活用していただきたく、樹木伐採を公募にて実施いたします。

【応募の受付期間】

令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)

【伐採の作業期間】

A 令和5年1月10日(火)～令和5年1月31日(火)

(作業内容) 伐木、枝払い、積込運搬をすべて応募者で行う。

B 令和5年2月7日(火)～令和5年2月28日(火)

(作業内容) 伐木は国、枝払い・積込運搬を応募者で行う。

※A→Bの順に実施し、無くなり次第終了。

【伐採する河川敷の場所】

伊予郡砥部町八倉地先、松山市大橋町地先、東温市見奈良地先

【応募の方法】

別紙の所定用紙に必要事項を記入の上、郵送・メールまたは持参ください。詳しくは応募要項をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問合せ先：国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

副所長（河川）：ふじた ひろし (内線：204)

◎ 河川管理課長：とやま さだお (内線：331)

電話 089-972-0270

◎：主な問合せ先

重信川・石手川に繁茂する樹木の「公募伐採」応募要項

令和4年11月1日
松山河川国道事務所 河川管理課

【公募伐採の目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害し、倒れて流出したものは橋梁等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川パトロール時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

そこで、松山河川国道事務所では、樹木伐採の費用削減などを目的として、河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、樹木伐採をしていただける方（企業・団体・個人）を募集します。伐採された樹木は、持ち帰って有効活用（営利目的も含む）していただけます。なお、この採取による木材は一般木質バイオマスとなります。

1. 募集期間：令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)

2. 伐採箇所

伐採箇所は計3地区（4区画）【別紙-1】を予定しております。各箇所の状況や伐採方法などについては、【別紙-2～7】をご覧ください。

- ・No.1：伊予郡砥部町八倉地先：2区画（区画番号①②）【別紙-2・3】
- ・No.2：松山市大橋町地先：1区画（区画番号③）【別紙-4・5】
- ・No.3：東温市見奈良地先：1区画（区画番号④）【別紙-6・7】

3. 伐採期間

A 令和5年1月10日(火)～令和5年1月31日(火)

(作業内容) 伐木、枝払い、積込運搬をすべて応募者

B 令和5年2月7日(火)～令和5年2月28日(火)

(作業内容) 伐木は国で行い、枝払い、積込運搬を応募者

※A,B 別紙-8参照。

※AからBの順に実施し、無くなり次第終了。

4. 樹木採取料（占用料）

河川法第32条に基づく流水占用料等の徴収等は、無料とします。

5. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない個人、団体、企業等であります。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規程に該当するとして、指名停止等を受けている者。

- ③公募期間中において、会社再生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥松山河川国道事務所長が参加不適当と判断する者。

6. 手続き等

①提出書類

応募様式【別紙－9】、伐採作業計画書【別紙－10】に必要事項を記入し提出期間中に郵送・メールまたは持参により提出してください。（郵送の場合、令和4年11月30日の消印まで有効）

②提出期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問合せ先

国土交通省 松山河川国道事務所

河川管理課「公募伐採」担当

〒790-8574 松山市土居田町797-2

電話 089-972-0270

e-mail skr-matuya52@mlit.go.jp

7. 応募者の個人情報について

応募者により提出された個人情報は選定にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。

8. 伐採者の選定方法

提出された応募書類を基に審査を行い、参加資格があると判断した方を選定します。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

- ①伐採区画への応募者が1名（1団体、1企業）の場合は、そのまま決定します。
- ②応募者が多数の場合は、区画の割り当てを含めて松山河川国道事務所が公平な抽選により決定するものとし、選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。
- ③選定された者から辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定する場合があります。

9. 選定結果の通知

令和4年12月7日(水)までに選定を行い、速やかに結果を応募者に通知します。

10. 選定後に必要な許可等の手続き

①選定された者は、当該樹木の採取について河川法第25条（土砂等の採取の許可）
*に係わる申請が必要となるため、通知時に同封された「許可申請書」【別紙－1
1】を選定結果の通知後14日以内に松山河川国道事務所 重信川出張所へ持参若
しくは、郵送にて提出してください。許可申請書が提出されない場合は、伐採の意
志なしとして選定結果を無効とします。

なお、河川法第25条の許可に際し、許可書を発行し、「条件」【別紙－12】
にある条件が付されます。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河
川管理者の許可を得なければならない」という法律で、河川法第25条の許可により、営利
目的での採取が可能となります。

※河川法第25条の許可を受けた者は、本樹木の伐採に係わる河川法第32条第1項に基づく
採取料徴収については無料とします。

【松山河川国道事務所 重信川出張所】

〒791-1113 松山市森松町454-47
電話 089-958-8215

②伐採の実施前には「着手届」【別紙－13】を、実施後は速やかに「完了届」【別
紙－14】を重信川出張所へ提出してください。

③伐採者の方には簡単なアンケートをお願いしたく、「アンケート用紙」【別紙－
15】にご記入いただき、「完了届」と併せて提出してください。

11. 伐採の条件

①伐採により発生する枝葉等は、持ち帰って下さい。搬出できない場合は、事前に
重信川出張所へ連絡し搬出し易いように伐採区域内に集積して下さい。

②自家消費の目的は特に問いませんが、伐採後の樹木が不要となった場合はお住ま
いの自治体の処分方法に従って処分して下さい。なお、不法投棄は「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律」等により処罰されます。作業に伴い発生した許可受け者の
事故・ケガについては、自己責任とさせていただきます。

また、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の許可受け
者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一事故などが発生
したときは許可受け者が賠償責任を負うものとします。

事故などにより、第三者に危害を及ぼした場合や苦情等を受けた場合は速やかに、
重信川出張所へ申し出て下さい。

伐採作業中に河川管理施設を損傷したときは、速やかに重信川出張所に届け出て、
その指示に従ってください。

③伐採作業時期は、

A 令和5年1月10日(火)～令和5年1月31日(火)

B 令和5年2月7日(火)～令和5年2月28日(火)

(平日、土日、祝日を含む) でお願いします。なお、土日、祝日に伐採作業を行
う場合は、事前に重信川出張所への連絡をください。

- ④運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保ってください。
- ⑤出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じてください。
- ⑥許可内容を変更しようとするときは、改めて重信川出張所で許可を受けてください。
- ⑦許可受け者はやむを得ない事由が発生し、伐採ができなくなった場合は、重信川出張所に取り下げの申請をお願いします。
- ⑧許可受け者が、河川法等の法令に抵触する行為または許可申請書の内容に虚偽が認められた場合には、資格を取り消す場合がありますので、その際には松山河川国道事務所河川管理課及び重信川出張所の指示に従ってください。また、それまでに要した費用等は自己負担とします。
- ⑨公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中止となる場合があります。
- ⑩伐採木については、できるだけ当日搬出するようお願いします。万が一盜難等の不利益が生じた場合も一切責任は負いませんので、ご了解ください。
- ⑪次に掲げる場合には、その事実の生じた日から 15 日以内にその旨を重信川出張所に書面で届け出してください。
 - ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは重信川出張所の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、重信川出張所の検査を受けることとします。

公募伐採箇所 全体位置図

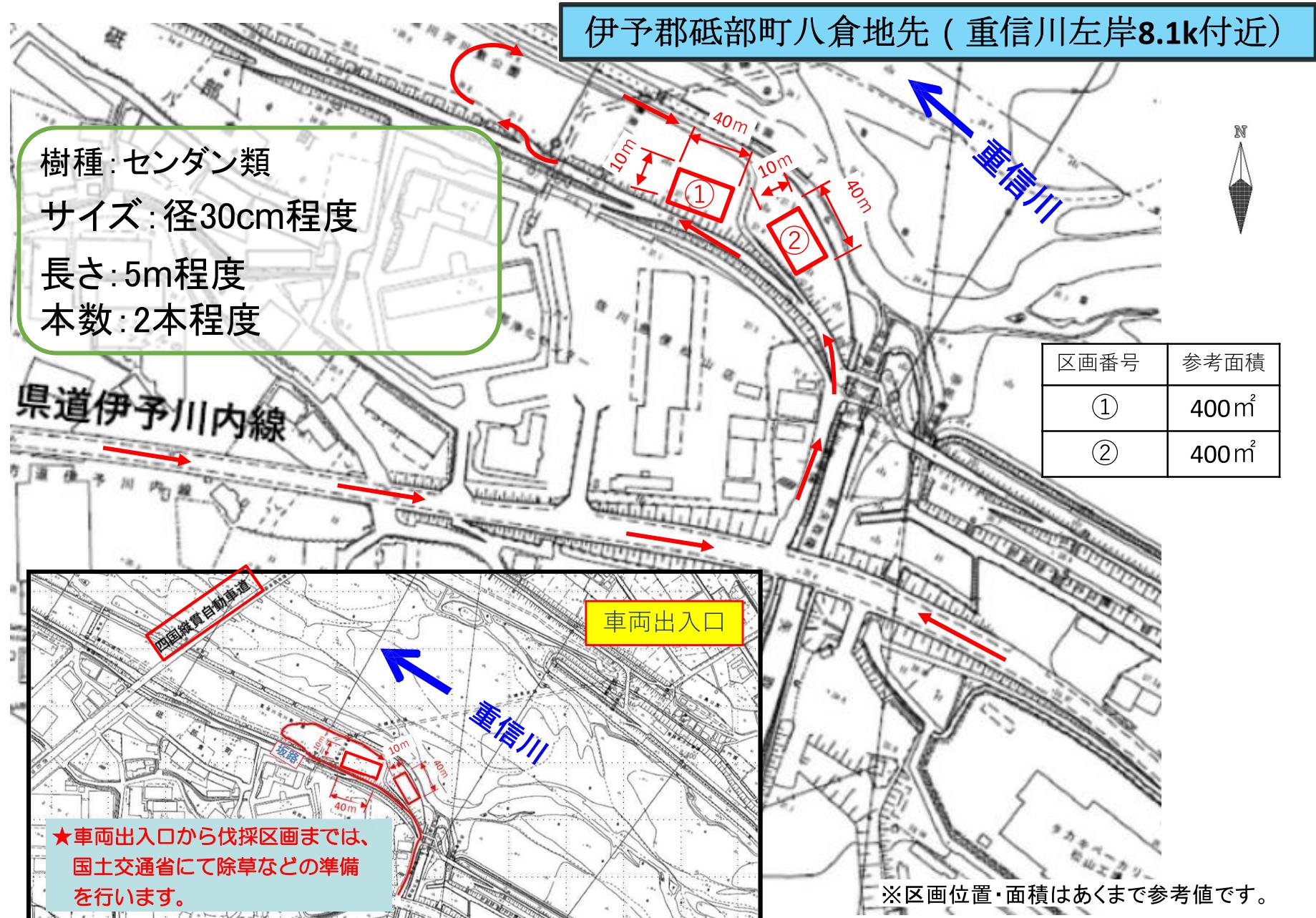
【別紙-1】



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第396号)

伐採箇所NO. 1 (区画割図)

【別紙- 2】



伐採箇所NO. 1 (空中写真・現地写真)

【別紙- 3】

伊予郡砥部町八倉地先（重信川左岸8.1k付近）



公募伐採箇所（現況写真）

A

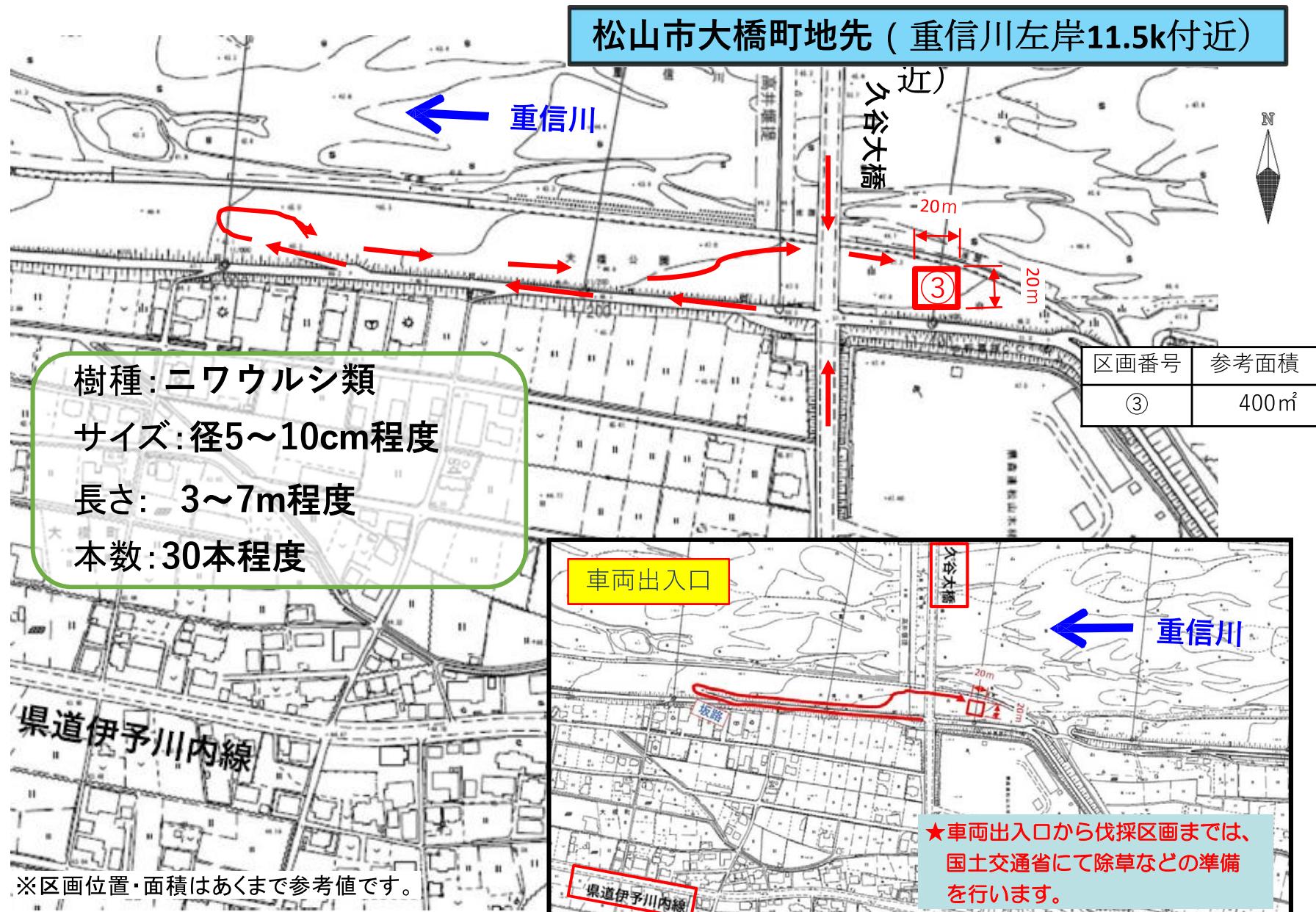


B



伐採箇所NO.2（区画割図）

【別紙-4】



伐採箇所NO.2 (空中写真・現地写真)

【別紙-5】

松山市大橋町地先 (重信川左岸11.5k付近)



公募伐採箇所（現況写真）

A

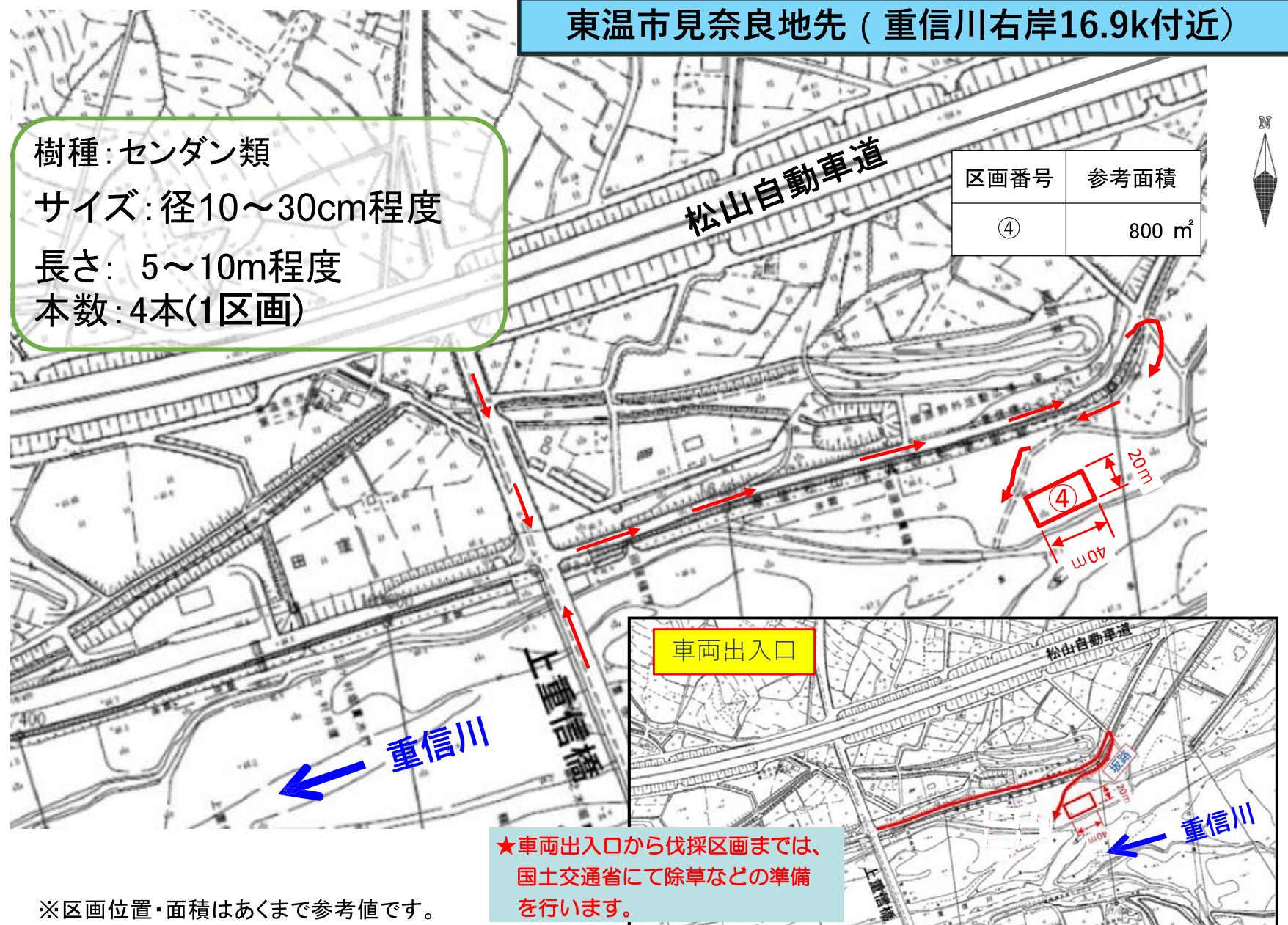


B



伐採箇所NO.3 (区画割図)

【別紙-6】



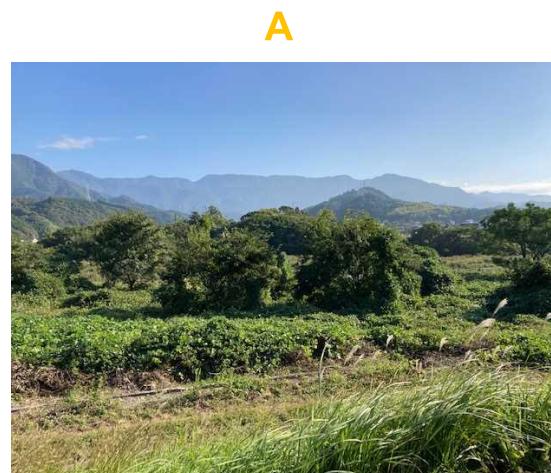
伐採箇所NO.3（空中写真・現地写真）

【別紙-7】

東温市见奈良地先（重信川右岸16.9k付近）

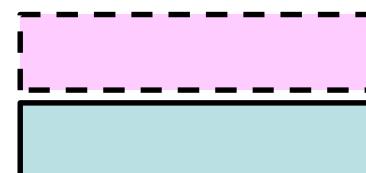


公募伐採箇所（現況写真）



作業内容区別表

区分 作業内容	① 伐木	② 枝払い 及び 玉切り	③ 積込運搬	備考
A				全て許可を受けた 者が実施
B				「伐木」までを国交 省が実施



国土交通省作業

許可を受けた者(応募者)作業

【別紙－9】

応募様式

令和 年 月 日

四国地方整備局

松山河川国道事務所長 殿

応募者

住所〒

氏名

印

令和4年11月1日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 河川の名称、区画番号及び作業区分

第1希望 予定箇所No.、区画番号、作業区分 A、B

第2希望 予定箇所No.、区画番号、作業区分 A、B

第3希望 予定箇所No.、区画番号、作業区分 A、B

第4希望 予定箇所No.、区画番号、作業区分 A、B

第5希望 予定箇所No.、区画番号、作業区分 A、B

※希望する作業区分A、Bのいずれかに○をしてください。

※作業区分A、Bは以下の通りです。

AからBの順に実施し、無くなり次第終了とします。

A：令和5年 1月10日(火)～令和5年 1月31日(火)

(作業内容) 伐木、枝払い、積込運搬をすべて応募者

B：令和5年 2月 7日(火)～令和5年 2月 28日(火)

(作業内容) 伐木は国で行い、枝払い、積込運搬を応募者

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

薪ストーブ

その他の目的 ()

3. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- 確認済み
- 未確認

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(作業内容のパターンにより当てはまらない項目にはチェック不要)

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法：)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
 その他の方法()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 応募者の連絡先

連絡先(携帯可) : _____

緊急連絡先 : _____

F A X : _____

メールアドレス : _____

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェックを記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

～以 上～

【別紙－10】

令和　年　月　日

四国地方整備局

松山河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)

(氏名)

(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

(作業時間) : ~ :

【作業日】

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

(作業時服装) ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上には トラックは駐車しない。

・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声掛けし、自分の存在を知らせる。

・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

(有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

- ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

～以上～

【別紙－11】

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省 四国地方整備局長 殿

申請者 住所

氏名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名

電話番号

【別紙－12】

条 件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可表示板を掲示すること。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、採取に着手するときは、事前に「着手届」（別紙－13）を所長に届け出し、伐採終了後は速やかに「完了届」（別紙－14）を所長に提出すること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の原状に影響を及ぼさないように注意するとともに直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに所長に報告すること。

第8条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第9条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第10条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

【別紙－13】

着 手 届

令和 年 月 日

四国地方整備局
松山河川国道事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

令和 年 月 日付け、国四整 第 号による 重信
川・石手川の河道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

1. 着手予定年月日 令和 年 月 日

2. 完了予定年月日 令和 年 月 日

3. 施行箇所

国土交通省 距離標 岸 k/ ~ k/ 付近

4. 許可工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

【別紙－14】

完了届

令和 年 月 日

四国地方整備局
松山河川国道事務所長 殿

住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付け、国四整 第 号許可による、
河道内伐採を完了したのでお届けします。

記

1. 完了年月日 令和 年 月 日

2. 施行箇所

国土交通省 距離標 岸 k/ ~ k/ 付近

3. 工事施工方法 申請書記載のとおり

4. 許可工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

5. 添付書類 • 採取した樹木の数量

- (□ m³)
(□ t)
(□ 台数)

河道内樹木の伐採者公募に関するアンケート

※今回の公募に限らず、仮に今後の公募が実施される場合も想定し、可能な範囲でお答えください。
選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は（ ）内へ具体的に記入してください。

【記入者名：]

1	公募についてどのように知りましたか？			
	①インターネット	②新聞記事	③市町村広報	④口コミ
	(⑤その他 ())			
2	応募の動機は何ですか？			
	①木が欲しい	②治水に協力したい	③環境・景観をよくしたい	
	(④その他 ())			
3	伐木の利用目的は何ですか？			
	①薪	②その他 ()		
4	伐木を使用するのはどなたですか？			
	①自分、家族	②その他 ()		
5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？			
	①自分、家族	②専門業者に頼む	③その他 ()	
6	自然林の伐採経験はありますか？			
	①ある	②ない	③その他 ()	
7	木材を運び出す運搬手段は何ですか？			
	①軽トラック	②4 t トラック	③その他 ()	
8	伐木として希望する樹種はありますか？			
	①()が希望	②何でも良い		
	(①の場合はその理由 ())			
9	対象樹木の大きさ（幹の太さ）はどの程度が適当ですか？			
	①5 cm程度	②10 cm程度	③20 cm程度	
	(④その他 ())			
10	伐採面積は適当でしたか？			
	①ちょうど良い	②広すぎる	③狭い	
	(④その他 ())			
11	伐採時期はいつ頃が適当ですか？			
	①()月頃	②いつでも良い	③その他 ()	
	(①の場合はその理由 ())			
12	その他、ご意見がありましたら何でもご自由にお書きください。			

ご協力ありがとうございました。